

西角純志

[津久井やまゆり園元職員]

鈴木静

[愛媛大学教授]

渡辺一史

[ノンフィクションライター]

篠田博之

[司会/本誌編集長]

[座談会]

やまゆり園検証委員会報告と相模原事件の本質

植松死刑囚は障害者支援という仕事に就きながらなぜ障害者を殺害するに至ったのか。やまゆり園で彼が何を見、何を体験したことが背景になったのか。検証委員会報告について議論した。

——(篠田) 3月16日に死刑判決が出された相模原障害者殺傷事件については、すっかり忘れ去られた感があります。

その中で5月18日、「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」の中間報告が発表されたので、それについて議論したいと思います。裁判では本質は解明できなかったけれど、いろいろわかったこともありました。例えば植松元被告がやまゆり園での障害者支援について語った

様々な証言とか、事件当時、原則禁止の

はずの施設がやまゆり園の多くの部屋でなされていたことなどです。皮肉なことに、施設されていた部屋は植松元被告の攻撃を免れたという現実もありました。

今回の中間報告では、施設も身体拘束のひとつとして挙げられています。そういう事柄も含めて語ってみたいと思います。まず報告書が出されるに至った、神奈川県を取り組みの経緯について渡辺

さんから話していただけますか。

発端は県議会での黒岩知事の発言

渡辺 発端は、昨年12月5日の神奈川県議会本会議で黒岩知事が突然、かながわ共同会の指定管理を見直し、新たに公募制を導入すると発言したことです。というのも、津久井やまゆり園に関して、「車いすに長時間拘束していた」と

か「園の外に出ての散歩がほとんどなかった」などの問題が知事のもとに寄せられたというんです。前者については、6月12日にNHK「おはよう日本」で報道された元利用者の松田智子さんのケースを指していると思われ。また、後者は『創』1月号の元入所者家族座談会でも話を聞いた平野泰史さんらによる告発をベースにしているんでしょう。

こうした流れの中で、新たに第三者委員会を立ち上げて、津久井やまゆり園の支援の実態を調査することになりました。そして、その検証委員会の初会合が開かれたのが2020年の1月10日です。



渡辺一史 ● 68年生まれ。「こんな夜更けにバナナかよ」で大宅賞受賞。他に『北の無人駅から』『なぜ人と人は支え合うのか』。

また、1月21日の第2回会合後の記者会見では、早くも身体拘束を受けていたとされる3人のケースについて、障害者虐待防止法に触れる可能性が高いことが指摘されました。

その後、会合は第5回まで開かれ、3月中に最終報告を出すはずだったのですが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で遅れ、今回、中間報告という形で出てきたわけです。でも報告書に目を通すと、具体性に欠ける内容で拍子抜けしました。例えば、身体拘束を行うには、「切迫性・非代替性・一時性」という3つの要件を全て満たさなければならない

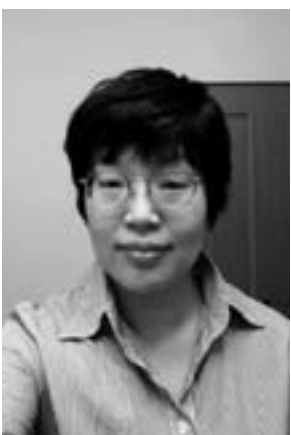


西角純志 ● 65年生まれ。やまゆり園に2001～05年に勤務し、事件の犠牲者19人のうち7人を担当した。著書『移動する理論—ルカーチの思想』ほか。

のですが(厚労省「身体拘束ゼロへの手引き」)、やまゆり園では一つでも該当すれば身体拘束できると認識し、会議でもそう伝達していたと言います。また、単に「見守りが困難」という理由から身体拘束が行われ、中には24時間の居室施設を長期間行っていた事例も確認されたなどです。いずれもどんな事例だったのか、もっと具体的に書いてほしいというのが、この報告書に目を通した印象です。

身体拘束の一つとしての「施設」が日常的に

——施設についても身体拘束の一種とし



鈴木静 ● 愛媛大学法文学部教授。日本社会保障法学会所属。井上英夫金沢大学名誉教授らとともに相模原事件について学会で研究発表。

て挙げられているわけですね。

西角 やまゆり園は2人部屋もあれば1人部屋もあったわけですが、部屋ごとに居室の入口の引き戸に施錠ができるようになっていたんです。不幸なことに施錠していない部屋の入所者が刺されたということが法廷で朗読された職員の供述調書から明らかになったわけです。施錠するにはそもそも3要件を満たさなければいけないんですが、施錠についての認識が明確にされていなかったわけです。

渡辺 身体拘束が具体的にどういう行為を指すのかについては、今回の中間報告では「身体拘束ゼロへの手引き」で定めた項目に従っています。そのうちの11番目、《自分の意思で開けることのできない居室に隔離する》という項目が施錠にあたるものですね。

——その施錠は、個々の職員の判断でなされていたというわけですね。

西角 その可能性が高いですね。通常の身体拘束というのは、「つなぎ」だとか「抑制ベルト」だとか「ミトン」だとか、色々あります。行う場合は「同意書」が

必要になります。施錠については曖昧

だったのではないのでしょうか。入所者が大きな声を出して周りに迷惑をかけようという時に、居室に押し込めて施錠する、そういうやり方でした。

渡辺 私がやまゆり園の元職員を取材した際に聞いた話ですが、泊まり勤務の時にソファで仮眠していたら、いきなり入所者が入ってきて上から顔を殴られたそうです。慌てて血だらけになりながら、入所者を部屋に戻して施錠したそうで、そういうケースはあり得ると思います。ですから、状況を具体的に考えないと、妥当であったかどうか判断できないですね。また、行動障害には理由があるはずですから、なぜその入所者がそうなったのかも検証しないとけない。

——施錠自体は異例のことではないと。
西角 そうですね。臨機応変に職員の判断でやっていたということは間違いない。

枠組みを提示したが 様々な混乱も

——鈴木さんは、障害者施設の調査など

川県の責任です。それぞれの次元で、利用者支援がどうあったかを問おうとしています。

この中間報告で終わったら、内容が乏しいと批判しますが、この枠組みに沿いながら、これから丁寧に検証していくのであれば、私はこの報告書を評価します。

植松元被告の障害者観と 施設での支援活動の関係

——問題は、そういう施設の支援の実態と、植松元被告の障害者観がああいうふうになっていったこととの間に因果関係があるかどうかですね。

渡辺 植松元被告が『鍵の中で』（『創』2018年7月号）という文章に明確に書いていますよね。初めて園に入所してきた利用者が、親が帰った後で鍵のついた部屋に閉じ込められて、「ここで何をしたいの？」と職員に尋ねると、「何もしたくないよ。この車いすに縛られるだけ。考えるから辛いんだよ」と言われて絶望していく。植松元被告が現実を目にしたものをモチーフにしたことは、彼との面会

時にも確認していますし、事件と直接関係があるのは明らかです。

西角 僕も渡辺さんと同感で、『創』2月号に植松元被告が『新日本秩序』に書いていたGさんという重度障害者の話が出てきます。「日中はオムツとヘッドギアを付けて車椅子にしばり固定されており、食事は流動食を食べさせると同時に多量の服薬を行います。便が詰まる為に腹から腸を出しストマパウチを付けています。お腹から糞を垂れ流すと言えればわかりやすいかもしれませんが。眠る時は服を脱がないようにつなぎを着て、指を動かさないようにミトンでしばります。もちろん、Gさんは言葉が話すことができますし、目は動き回りなをみているのかわかりません」と、あります。彼の障害者のイメージが、実際の経験に基づくことは間違いないと思います。

——虐待という一般的なには殴る蹴るというイメージですが、障害者施設を語る際にはどう使われてきたのでしょうか？
鈴木 障害者虐待防止法では、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④

もこれまでやってきましたが、今回の報告書を見てどう思われましたか？

鈴木 今回ののはあくまでも中間報告というところで、これから何を検証していくかの枠組みを示していると思います。今、話が出たのはいわゆる身体的虐待の事例ですが、この報告書自体が、身体的虐待があったかどうかの検証だけではなく、より広い意味で利用者支援を意識していると思います。

ただ、枠組みを出しているとしても、様々なレベルの混乱が見られるんです。その理由は、利用者支援という時に、検証委員の持っている利用者支援のイメージが統一できていないんじゃないでしょうか。

内容について言うと、少なくとも身体的虐待があったかどうかを検証しようとしています。虐待がなかったからよしとするわけではないとの委員会の姿勢が見えます。併せて、かながわ共同会と県の責任も問うていますね。現場レベルの利用者支援、施設運営をしているかながわ共同会のガバナンス、そして神奈

性的虐待、⑤経済的虐待というように類型化して、明確に禁止しています。殴る蹴るは、身体的虐待ですね。法律上の虐待があったかどうかを、今後具体的に検証するとは思いますが、議論すべき内容は、もう広く射程に入れていると思います。私は、利用者支援と言った時、福祉施設で現代的に問題になるのは、むしろ2つ目の放棄・放置、すなわちネグレクトなのではないかと思っています。法的レベルだけではなく、社会的に問題とされるレベルも含めて。例えば、ロビーで利用者全員がテレビを見てすごすことをどう捉えるか。これは、日中活動と言えるのか、ネグレクトではないのか。

実際の線引きは、状況によるので難しいと思います。なぜこの問題をとりあげるかと言えば、植松元被告は、やまゆり園での仕事について「見守りは楽だった」と言っています。利用者をただ見ているだけなら、それは本来の「見守り」といえず、ネグレクトの疑いが濃くなります。**渡辺** 例えば、ロビーで一日中座ってテレビを見ているのを、職員の人々は積極的

に見ているんだと支援記録に書くと思うんですよ。でも、平野さんのご両親が言っているように、テレビを見ながら畳の縁を一日中触っていて、畳の縁がポロポロになっちゃう。やつぱりそれは彼らにとって苦痛なんですよ。ネグレクト的な虐待を、虐待と考えるかどうかは大切な問題だと思います。

——れいわ新選組の木村英子議員がマスキの取材に答えて言っていたのが衝撃だったけれど、自分も施設にいた時に、「生きているだけでありがたいと思え」とか「社会に出て意味はない」など、植松元被告が言っていたのと同じことをいつも言われていたというのですね。
渡辺 それは本当に施設においては、よくある問題ですよ。

西角 ただ一つ指摘しておきたいのは、木村議員が施設にいたのは、2006年の障害者権利条約などが出てくる前なんです。まだ旧優生保護法下の「措置入所」の時代で、そういう経験は彼女に限りませんよね。

鈴木 津久井やまゆり園事件以降、虐待

た。実は1人だけというのはやまゆり園だけの問題ではないんですね。夜間帯に14〜15名の利用者を1人で見るということが問題ないのかどうか。その辺りはまだ踏み込めないとは思っています。

——「大規模施設からグループホームへ」という流れがよく言われますが、やまゆり園は1964年に設立された、まさに大規模施設だったわけですね。

鈴木 そうです。ところで、日本では障害福祉の歴史的展開から、今でも2つの「世界」が併存しているように思います。1つは、今言われた大規模施設の流れです。びわこ学園の取組みにみられるように、障害のある人の生活を、家族ではなく、社会で見るんだという流れです。この運動と実践をなう人たちは哲学を持ち、社会福祉施設の流れを作りました。そのあとに、施設ではなく地域で暮らしていきたいんだと、自立生活運動が展開されました。日本では、この双方を交えた議論がないのが問題だと考えています。篠田さんとともに、パネリストとして参加した昨年の岡山の集会は、福祉施設系

問題は、いろんなレベルで議論していくことが求められていると思うんです。法的責任を問われるレベル、検証委員会で問題とするレベル、職員が福祉施設でこれは虐待なのかどうか葛藤するレベル、あるいは本人や家族を入れながら検討するレベルのように。しかし、中間報告を読んでいても、検証委員の間で、その共通認識が十分ではないように思います。実際には、知的障害があり、意思の表明が難しい人については自己決定や支援のあり方は、そう簡単ではない。両親の意向も無視するわけにはいかないでしょう。親御さんは自分の子だからこそ、施設でも家で育てるのと同じように手厚さを求める。それを叶えられない場合をどう考えるか。

渡辺 僕が常々思うのは、施設の限界は当然あるはずで、親御さんが思うように自分の家庭のようなことは当然できないわけです。だから、ここまでは施設ができる、その先はグループホームなり自立支援という方法があるということをお互いに連携しながらオープンに話し合えるか。

の人たちによるものですが、一方で堀利和さんたちがやっている「津久井やまゆり園事件を考え続ける会」の集会は、地域で暮らすための運動をしている人たちが中心ですよ。ともに議論することが乏しい。

——やまゆり園家族会の尾野剛志前会長が事件の翌年に集会に招かれていたら会場から叩かれた、と言っていますね。

鈴木 お互いに議論がないから、地域で運動している人たちは施設が悪いんだ、施設の人たちは運動の人たちとは議論そのものが噛み合わないんだと言っている。この狭間の葛藤や矛盾が尾野さんに降りかかり、また今回の中間報告の受けとめ方に現れているような気がします。

神奈川県知事には、「幸いなこと」に両方の意見が入った。あの事件を踏まえて、やまゆり園の利用者支援の問題の本質は何か。それを考えるためにも、第三者からなる検証委員会を開くことを決めた。私は、最終報告書の公表は、関心ある人たちが議論するきっかけにはなると思います。

る場にシなくてはいけないですよ。——施設としては事件と結び付けられたくないわけですよ。

鈴木 やまゆり園としても、施設に問題があったからあんな事件が起きたんだ、という短絡的な議論になるのをすごく恐れているわけですよ。確かにそんな短絡的なことではないと思います。

渡辺 やまゆり園は、日本の施設の中ではスタンダードで、県立の施設でもあることから、むしろ労働環境としてはスタンダードよりは少し上くらい。だから、やまゆり園だけをバッシングして済むということでは全くないですよ。

鈴木 ええ。そういう施設であの事件が起きたからこそ、根深い問題だと捉えています。

大規模施設をめぐる かみあわない議論

西角 やまゆり園は、夜間帯は1つのホームに職員が1人という体制でした。2つのホームの支援員室が一緒ですから、何か起きたら助けにいくということでは

——その点では黒岩さんを評価すると。

鈴木 評価したというよりも、私自身が講演に呼んでいただいたに気づいたんです。同じ問題を語りながら、実は共通の価値観を共有していない。あるいは共通の方法論を共有していない。植松元被告が問いかけた問題に答えるためには、一歩も二歩も議論を深めないといけない。内輪の議論で、わかったふりをしてはいけないと強く思います。神奈川県は、様々な立場の人たちを入れて、十分な議論を重ねながら検証してほしいです。

西角 2017年10月に公表された「津久井やまゆり園再生基本構想」そのものがまだ十分にコンセンサスを得られていないということですよ。 「意思決定支援」「安心して安全に生活できる場の確保」「地域生活移行の推進」を柱とするこの「再生基本構想」を受け、「意思決定支援チーム」が設置されました。相談支援専門員をはじめとして利用者担当職員、サービスマン管理責任者、県職員、そして、市町村のケースワーカーらによる「意思決定支援検討会議」が、一人の利

用者に対して3回から6回くらい行われています。今、コロナの問題でヒヤリングは難しい状況ですが、今年の秋までには利用者全員の意思確認が集約される予定にはなっています。しかしながら「再生基本構想」における意思決定支援に基づく「地域生活移行」のプロセスが十分に共有されているかという疑問を感じざるを得ません。このプロセスは神奈川県の問題だけではなく、全国の施設で共有し、浸透させていかなければならないと思っています。

「私たち抜きに決めないで」 の理念の「私たち」とは

渡辺 障害者権利条約の基本理念として「Nothing about us without us」。つまり「私たち抜きに私たちのことを決めないで」というフレーズが障害福祉を考える上で大切です。黒岩知事と県議会の対立もそこにあって、例えば黒岩知事は昨年12月の時点で指定管理を見直すといった時に、やまゆり園の体育館で利用者と家族に向かってます「謝罪します」と言

で、黒岩知事が「彼らの目線で」と打ち出したのは一つの進歩だった。にもかかわらず、県議会の厚生常任委員会では、知事が県議会を通さずに第三者委員会のメンバーを決めたとか、知事が誰の意思で動いているかなど、政治的な議論だけに終始しています。

鈴木 渡辺さんの発言に反対するわけではありませんが、一方で、施設に長らくいる利用者の「ケアの継続」性をどう考えるか。利用者自身が自分のことをわかってくれる職員がいると実感できる、いかえれば「空気」のようにあたり前の状態な場合です。そうしたケアも実際にあるのをどう考えるかです。

仮に尾野さんの長男の一矢君が「お父さんお母さんと暮らしたい」と言った時にどうするのか。お父さんとお母さんは高齢になり、愛情とは別なレベルで一緒に暮らせない事情もあるでしょう。

さらに、例えば、施設は出たいけれど、今関わっている職員と一緒に安心して出られると思つた場合です。しかし、障害福祉の制度上、それはなかなか難しい。

つたんです。「私たちは皆さんのためにと思つて一生懸命やってきたけど、実は皆さんのためにというのは間違いで、皆さんの目線に立つてという考え方が今まで足りなかった」と。だから「皆さんの目線に立つて新しい福祉のあり方を作つていきたいんだ」ということで、指定管理の見直しを打ち出したんですね。

でも、それを聞いていた利用者家族の人たちからは、かながわ共同会のままでいいという意見が7割を占めたんです（共同会の運営について利用者や家族らのアンケート調査で、70・0%が「満足している」、8・9%が「満足していない」、15・6%が「どちらともいえない」と回答）。そこで神奈川県議会は、知事の方針は当事者の声を無視した独断なんじゃないかと批判し始めたわけですが、でも僕はそれが大きな間違いだと思っています。知的障害者の多くは家族がどうしても代弁せざるを得ないけれども、本当に自分たちが、かながわ共同会で良いと思つているかどうか、自分たちでは言えない可能性がありますよね。

施設と地域の二項対立的 発想の問題点

渡辺 一矢さんが今、自立支援に向けて取り組んでいるのは、大坪寧樹さんという介助者（NPO法人自立生活企画）と長い時間をかけて関係性を作っているからです。そうしたプロセスを踏みながら、自立に踏み出すことが大切です。

それと、施設から1回出ると、再び施設に戻るのが難しいという問題もあります。状況に応じて出たり入ったりできるという保障がないと、なかなか地域へ踏み出せないという問題もあります。

鈴木 施設から1回出たら、再度入りにくいのもありますよね。身体障害のある人でも、自分が年をとったときのことを考えると決断しにくい。

私は、地域に出ることが成功、あるいは地域に出たら施設から切り離されますよという制度設計が問題だと思つています。これは、それぞれの運動に対しての批判ではありませんよ。政策です。その政策の下、地域と施設を対立的に捉えること

例えば、2月20日、植松元被告の裁判が結審した翌日に、ピープルファーストという知的障害者の当事者団体が神奈川県庁に450人も集結して、やまゆり園の実態が裁判で明らかにならないかということに対し、不満を表明しました。

その中には、やまゆり園の元利用者の人たちもいたのですが、知的障害のある当事者が自分たちの目線で、やまゆり園の支援のあり方に疑問を持ち、「Nothing about us without us」を突き付けたんですね。でも一方で、神奈川県議会が言う「Nothing about us」というのは、あくまで利用者の家族が中心なんですよ。家族の人たちが正直にやまゆり園やかながわ共同会に対する不満を言えるかというところは、施設を批判するのと、周りから「そういうこと言わない方がいいですよ」と忠告されたり、うちの子は施設以外に行き場がないと思ひ込んでいたり、あるいは外部を全く知らない人もいます。

だから、本当に彼らの目線でやまゆり園が良いと思つているかという疑問の中で、それぞれの現場で働くケアワーカーまでが分断されてしまつてることが問題です。

渡辺 でも施設とグループホームを両方運営している社会福祉法人も多いし、かながわ共同会も実はそうなんです。

鈴木 地域にあるグループホームの中身も、問われなければならないと思うんです。地域にあつても、実質的にはミニ施設化しているところもあるでしょう。1970年代に、すでにイタリアでは、精神医療の分野で、地域にある住まいも、職員に管理されない住まいであり続けるために、十分注意を払い続けなくてはいけないと指摘しています。

施設と地域の二項対立になつていて、発想を変えることが重要だと考えています。今の段階で、本人や家族が何を望み、将来を見通した時に何を準備していくのか。今、親御さんが一緒に暮らせるとしても、将来どうするのか、複数の軸を持ちながら考えていくという発想を持たないと、施設と地域生活の実践と運動のパラレルな関係は続くかなと思います。

渡辺 障害者運動の歴史的な経緯で言うと、利用者の意思と家族の意思とは時に鋭く対立してきました。とりわけ日本では、障害児が生まれたら、母親が一生かけて面倒をみるのが当たり前だという価値観の中で、1960〜70年代には子どもの将来を悲観した親が、障害のあるわが子を殺害してしまう事件が多発しました。今日でも、認知症の妻を夫が殺したり、ひきこもりの息子を父親が殺した事件がありますが、障害者運動というのは、家族に介護を押し付ける日本社会特有の構造の中から生まれてきました。極端な言い方をすると、当事者にとって家族が敵になる場面は必ずあって、それは普遍的な問題だと思っています。

それと、一度施設を出て地域での生活を知ってしまうと、再び大規模施設に戻りたいという人は少ないですよ。

鈴木 私のまわりでは、高齢になって施設に戻る方がいます。それぞれ苦渋の決断をしています。地域で暮らすことは原則だと思えますが、それがイコールで成功・ゴールとは言いきれない。医療や介

薬を増やしましょう」と指定医がバンバン薬を出すそうです。植松元被告に包丁で刺された犠牲者の遺体の多くには、抵抗した傷跡（防衛創）がほとんどなかったことが裁判で明らかになりましたが、それは安定剤や睡眠薬などの過剰投与という問題もあったと私は思っています。

問題は、行政がほとんど機能していないこと

鈴木 最後にこのことはぜひ言っておきたいと思うのですが、なぜ、津久井やまゆり園事件以降に、こんなに混乱した状況が続くんだろうと考えた時に、行政がほとんど機能していないからだと思うんです。

護が必要になったら、再入所を現実的に考えられる選択肢があることが大事かと思えます。政策的には、施設と地域生活を二項対立でなくて、必要な時には施設を利用してできるのか、そういう議論の組み立て方をしないとイケないと思います。これは、大規模収容施設を追認するのではなく、現代的な福祉施設のあり方を問い直す作業だと思っています。とりわけ、地域移行が十分に進んでいない過渡的な状況では特に。

したり、手紙を書いたり、誕生日プレゼントを贈ったり、いろんな手段でコミュニケーションができるわけです。でもそれすらしない家族もいるという状況です。一概には言えませんが、こういう関係をどのように築いていくかというのは、家族と預けた子どもとの関係ですよな。

西角 利用者家族のうち、3分の1は家族会や行事などに集まるのですが、残り3分の2は来ない。高齢で足が不自由だからとか、仕事が忙しいとか、様々なケースがあります。基本的には家庭でみれないから預けるわけです。

渡辺 投薬もそうですよね。身体拘束の禁止行為には《行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる》という項目もあるのですが、これも一般の人は虐待に当たるとは思わないでしょう。でも、やまゆり園の元職員の証言では、行動障害がひどい入所者には、「じゃあ

北欧では、障害のある人の様子を見ながらグループホームとか、一人暮らしとかを判断し、必要な援助の見込みをつけるのが自治体のソーシャルワーカーです。フィンランドでは、オープンダイアログと呼ばれる手法で、本人を交えて複数人で決定していきます。日本でもここ数年、注目されています。

渡辺 相談支援にあたる、一応ソーシャルワーカーの社会福祉士もいますが、知っていることにムラがあります。鈴木 ええ、民間ゆえの限界なんです。有能なソーシャルワーカーもいて、すばらしい事業所もあるけれど、点が線になつていけません。自治体ならば、その地域で暮らす人たちの相談や支援が蓄積されると、その地域の次の支援に活かされる。

日本は自治体によるソーシャルワークが欠けている。だから地域移行やどこでどう住むかの議論の混乱状況があります。こうして大事件が起きると、施設と地域の現場の問題のみに焦点が当たり、責任を押しつけあっている状況が続いている。障害のある本人がおいてけぼりになってしまっています。

これからの課題は、行政が独立してソーシャルワークしていく体制や社会福祉施設と地域移行が柔軟になるよう、双方から議論が可能になる体制を作ることだと思います。そうでなければ、施設が良いか地域が良いかという議論が、終わらないような気がします。


創出版の新刊

パンドラの箱は閉じられたのか

相模原 障害者殺傷事件は 終わっていない

月刊『創』編集部編
裁判傍聴や植松死刑囚との接見を通じて迫る! やまゆり園事件の本質とは……

19人の障害者殺害という衝撃的な相模原障害者殺傷事件の裁判は、植松聖被告に死刑を宣告して幕を閉じた。障害者差別や障害者施設のあり方など、多くの課題が解明されることなく残されたままだ。本書は詳細な裁判報告や当事者証言をもとにこの事件の本質に迫ろうとしたものだ!



本体1500円+税
ISBN978-4-904795-00-0

創出版
〒160-0004 東京都新宿区四谷2-13-27 KC四谷ビル4F
Tel.03-3225-1413 Fax.03-3225-0898
http://www.tsukuru.co.jp